

平成27年度第2回

地域密着型サービスの運営に関する専門委員会会議録

と き 平成28年1月13日（水）

ところ 小金井市福社会館 5階 保健会場①②③

平成27年度第2回地域密着型サービスの運営に関する専門委員会

日 時 平成28年1月13日(水)

場 所 小金井市福祉会館 5階 保健会場①②③

出席者 <委員>

| | | |
|--------|-------|-------|
| 平野 武 | 新井 信基 | 宮地 尚子 |
| 内藤 富美子 | 山極 愛郎 | 大西 義雄 |
| 亘理 千鶴子 | 酒井 利高 | |

<保険者>

| | |
|----------|-------|
| 介護福祉課長 | 高橋 美月 |
| 高齢福祉担当課長 | 鈴木 茂哉 |
| 介護保険係主任 | 薄根 健史 |
| 福祉保健部長 | 柿崎 健一 |

欠席者 <委員>

玉川弘美委員

<保険者>

傍聴者 2名

議 題 (1) 事業者指定について
(2) 地域密着型サービス事業所の公募について
(3) その他

開 会 午後 2 時00分

(介護福祉課長) ただいまより、平成27年度第 2 回小金井市介護保険運営協議会地域密着型サービスに関する専門委員会を開催いたします。

本日はお忙しい中ご参集賜り、まことにありがとうございます。

今回は、委員改選後の介護保険運営協議会の初めて専門委員会という形になりますので、委員長が選出されるまでの間、事務局におきまして議事進行を務めさせていただきます。介護福祉課長の高橋でございます。よろしくお願いいたします。

今、お手元にお配りさせていただいております次第に沿いまして進めさせていただきます。

初めに、福祉保健部長よりご挨拶をさせていただきます。

(福祉保健部長) それでは、皆様こんにちは。福祉保健部長の柿崎でございます。本年もよろしくお願いいたします。

また、委員改選後の初めての会議ということですが、何かとお忙しい中地域密着型サービスに関する専門委員会にお越しいただきまして、まことにありがとうございます。ことしに入ってからしばらくの間、暖かい日が続いておりましたが、きのう東京も初雪が観測されたということで、ここしばらくまた寒い日が続くのかなと思っておりますので、皆様も体調には気をつけていただければと思います。

さて、昨年12月13日に市長選挙がありまして、小金井市におきましても西岡新市長が誕生いたしました。西岡新市長につきましては、前市政を継承しながらも、新市長が選挙戦で公約に掲げた施策については、新市長のもと我々は取り組んでいくこととなりますが、高齢者施策につきましては、皆様のご尽力により策定されました第 6 期介護保険等の事業計画に沿って事業を展開していくこととなりますので、そちらのほうについては、その計画に沿っていくのかなと思っておりますのでございます。

それでは、本日の次第に沿って進行してまいりますので、委員の皆様のお忌憚のないご意見をいただけますようお願いいたします。

(介護福祉課長) 今回は、先ほどお話ししたとおり、委員改選後初めての専門委員会になります。本来であれば、委員の皆様にご自己紹介いただくところなのですが、先日の介護保険運営協議会全体会のほうで自己紹介いただきま

したので、恐縮ですが、時間の都合上、割愛をさせていただきます。本日、お手元に介護保険運営協議会の委員の方の名簿をお配りしております。こちらのほうをご参照いただければと思います。

今回お配りいたしました名簿の一番右端、「密着」と書かれているところに丸の印のついた方が、本日の委員会に参加をされている委員の皆様でございます。

なお、玉川委員につきましては、ご都合で本日は欠席のご連絡をいただいておりますのでご報告いたします。

また、会議録作成のため事務局によるＩＣレコーダーの録音を行っております。ご面倒ですが、ご自身のお名前を必ず先におっしゃってからご発言をいただくようお願いいたします。

それでは初めに、委員長の選出を行います。介護保険運営協議会規則第８条第５項にございますが、この委員会の委員長は、委員の互選によって定めることとなっております。

お諮りいたします。委員長の選出方法について、ご意見がある方はいらっしゃいますでしょうか。山極委員、お願いいたします。

(山極委員) 指名推薦による選出をお願いいたします。

(介護福祉課長) ただいま、山極委員より指名推薦による選出のご提案がございました。ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(介護福祉課長) ご異議がないようでございますので、指名推薦の方法とさせていただきます。

それでは、どなたか委員長の推薦をいただけますでしょうか。山極委員、お願いします。

(山極委員) 推薦をさせていただきます。学識経験者として委員に委嘱されて、前回もこちらの専門委員会の委員長を務めていただいた酒井委員を推薦させていただきたいと思います。

(介護福祉課長) ただいま委員長に酒井委員をとのご推薦がございました。ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(介護福祉課長) そうしましたら、皆様からご賛同いただきましたので、酒

井委員に委員長をお願いいたします。

以上で、私の職務は終了いたします。ご協力ありがとうございました。

酒井委員長は委員長席のほうにお移りいただければと思いますので、よろしくをお願いいたします。

(酒井委員長) とりあえず、まずはご挨拶をと思います。酒井と申します。

お見受けしたところ、去年の10月に初めて委員になられた方もいらっしゃって、この地域密着型の指定委員会がどういうものかというのが、きょう初めてなんで、これは事務局のほうからもまたおいおい説明があつたりしますけれども、介護保険事業が、各自治体、特に市町村の保険者となってやっている事業でございますから、やっぱり十数年前の介護保険制度が始まったときに比べれば、実際の事業を運営する事業者についての指定とかについても、都道府県からどんどんと市町村レベルできっちりと審査をして指定をしていくという形の流れがあります。

今も実はその流れは続いていまして、一方では、もう十何年たっていますから、介護保険事業の意義とか、効果とかということについても、財政面も含めていろんな難しい問題がありますけれども、ぜひ皆さんと英知を合わせながら、言ってみれば、小金井市の市民が、いいサービス事業者と出会って、いい介護を受けられて、さらにいつまでも健康な状態で長生きをしていくと。そういった環境をつくるために、私たちも微力を尽くしたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

私自身は2期目になりますけれども、学識ということでございますけれども、前は私は三鷹市の市の職員で、ずっと福祉畑を長くやっております、介護保険の立ち上げ等もかかわったりもしておりましたけれども、学識ということじゃなくて、皆さんと一緒に相談したり、協議をしながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

では、議題に入ってよろしいですか。

(介護福祉課長) はい。

(酒井委員長) きょうは、事業者指定の件が1件、それと地域密着型サービス事業所の公募ということで、新しい事業者を公募するということの2つ案件がございますので、よろしくお願いをしたいと思っております。

それでは、まず議題に入る前に、本日の資料の確認から入っていきたいと

思っております。では、事務局、よろしくお願いします。

(介護福祉課長) 本日の資料は、次第の下のほうに記載してあるとおり、あらかじめ郵送させていただいております資料1から資料3の3点と、本日机上にお配りしている資料4、1点となります。不足等がございましたらお申しつけください。

以上です。

(酒井委員長) ありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと思いますけれども、まず議題の1の事業者指定の件でございますが、資料1に基づいて、事務局から説明をお願いいたします。

(薄根主任) それでは、事務局よりご説明申し上げます。介護福祉課の蓮根と申します。よろしくお願いいたします。

本日はまず、具体的な提案に入らせていただく前に、本運営協議会でご審議いただきます地域密着型サービスという種別につきまして、概要をまずご説明させていただきたいと思います。

地域密着型サービスとは、平成18年度の制度改正の際に初めて導入された制度でございます。それ以前は介護保険制度の運用を担う事業者につきまして、どのような事業運営主体の、どのような種類の事業所を開設し、運営していただくか、そういったものを指定する権限につきましては、全て都道府県に与えられておりました。小金井市を含めて、保険者である市町村には指定権限が与えられていませんでした。しかし、認知症高齢者や独居高齢者の増加等を踏まえまして、高齢者が要介護状態となっても、できる限り住みなれた地域で生活を継続できるようにする観点から、平成18年度に地域密着型サービスの制度が創設されました。そして、その指定権限を、地域の事情に最も通じる保険者、すなわち市町村にその指定権限が付与されることとなりました。

小金井市でも、制度創設の平成18年度以来、積極的に地域密着型サービスの整備を進め、現在、市内には地域密着型サービスのうちグループホームが5件、認知症対応型デイサービスが7件、小規模多機能型居宅介護事業所が2件、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を1件を既に指定しておりまして、運用を開始しているところでございます。

地域密着型サービスにつきましては、指定権限が各市町村に付与されておりますことから、利用に際しまして若干の制約が生じてまいります。配付させていただきましたお手元の資料3をごらんいただければと思います。

資料3というところなんですけれども、地域密着型サービスの本来の趣旨が、住みなれた地域で、できる限り継続して介護を受けていただくという内容である以上、基本的には、市民の皆様には市内の事業所をご利用いただきまして、また、市内の事業所につきましては、他市の市民の方のご利用は基本的にはお断りすべきであると考えられます。しかし、例えば市境にお住まいの方、何らかの事情で市内にお住まいではあるものの、住民票を移さずにいらっしゃる方もおられます。こうした方々の間にでも、地域密着型サービスを利用するという需要がございますので、例外的に市民でない方の利用を認めさせていただく方策が必要となっております。

このような場合、現状では利用者の住民票が置かれている地域の市町村と事業所、その所在する地域の市町村、互いに連絡をして調整を行うことで、他市の方でも利用できるようになっているところでございます。

資料、お手元の1ページの下のところをごらんください。こちらも図でお示ししているとおりでございますが、A市にお住まいのQさんは、本来、地域密着型サービスをご利用いただく場合、A市に所在するY事業所をお使いいただくこととなります。しかし、QさんはごらんのようにB市との市境にお住まいの方でいらっしゃいますので、遠くのY事業所に通ったり入所したりすることより、B市のX事業所を利用したほうが便利な状況でございます。このような場合、A市としては、無理にY事業所の利用をお勧めしてしまうと、かえって地域密着型サービスの本旨でありました、住みなれた地域での介護という理念に反してしまうこととなります。そこでこのようなご要望がございました場合、A市とB市が連絡調整を行い、QさんにX事業所を利用させていただくこととなります。資料で申しますと、2ページの上段のほうになります。具体的には、Qさんの要望を賜ったA市からB市に対し、そのようなご要望があることを伝え、X事業所の利用について同意をしてもらうようお願いをいたします。これを受けたB市側は、市内の需要の状況等を勘案いたしまして、問題がなければQさんにX事業所を利用させていただく上での同意を行うこととなります。A市は、B市からの同意をもとに、市外の地域

密着型サービスであるX事業所を指定し、こうして初めてQさんの利用が可能になるという仕組みでございます。こちらの資料についてのご説明は以上でございます。

続きまして、地域密着型サービスの指定更新制度についてご説明させていただきます。平成18年改正の介護保険法で、指定基準等を遵守し、適切な介護サービスを提供することができるかを定期的にチェックする仕組みといたしまして、事業者の指定に6年間という有効期限が設けられました。事業者は6年ごとに指定の更新を受けることとなります。

以上のご説明を踏まえまして、本日の議案でございます当市所在の地域密着型サービス事業所の指定更新についてお話しいたします。

これらはこれまでご説明いたしました市をまたぐ形の指定ではなく、純粋に小金井市内に所在する事業所の指定の話になります。

続きまして、お手元の資料1をごらんください。右上に資料1と書いてございます。対象となる事業所は「くすの木デイサービス」と申します。所在地は小金井市前原町3-16-11になります。サービス種別は認知症対応型通所介護事業所で、利用定員は12名です。

認知症対応型通所介護は認知症の利用者を対象とした専門的なケアを提供するサービスで、利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるように、認知症の利用者が通所介護の施設に通いまして、お食事や入浴などの日常生活上の支援、生活機能向上のための機能訓練、口腔機能向上サービスなどを日帰りで提供することにより、自宅の引きこもりの利用者の社会的孤立感の解消や、心身機能の維持回復だけではなく、ご家族の方々の介護の負担軽減などを目的としております。

こちらの事業所につきましては、平成22年2月1日に地域密着型の認知症対応型通所介護事業所として指定更新を受けまして、今月の末でちょうど6年目を迎えるため、今回の指定更新の運びとなったわけでございます。

指定の更新に先立ちまして、市のほうで実際の介護現場の状況を把握するために、先月、12月2日に実地調査を行いました。結果といたしまして、おおむね良好な介護を提供していただいている状況でございました。一部、軽微な点が何点か見受けられていましたので、そのときに指導いたしました。このうち、1つ目が、重要事項説明書の中で、苦情の申し立て先に、市役所

の住所は載っていたんですけども、国民健康保険連合会という苦情の申し立て先の窓口が掲載されてごさいませんでしたので、そのことをまず指摘いたしました。

それから2点目が、重要事項説明書や運営規程なんかを、本来、事業所に掲示して載せていなければいけないんですけども、それが掲示をされていなかったもので、そのことを指摘いたしました。

以上、くすの木デイサービスにつきましては、今回の指定更新を受けまして、市として更新審査をいたしました結果、おおむね適正な事業運営をされていると判断いたしましたので、平成28年2月1日付で引き続き更新の指定を行いたくお諮りいたします。

ご説明につきましては、以上でございます。

(酒井委員長) ありがとうございます。

事務局のほうから、おおむね2点、くすの木デイのこともありますがけれども、その前に、地域密着型の事業に関する概要説明がございましたけれども、ある程度の理解を深めるために、今の事務局の説明に基づいて、この地域密着型について、何かご質問とかご意見があればと思います。なかなかじみのない言葉なので、難しい言葉だと思いますけれども、特に在宅の方のデイサービスでも、認知症へ対応をするためのデイサービスについてが、市町村が指定を行う地域密着型になっているということになるんですけども、その辺でどうでしょうか。先ほど説明が7カ所ありました。小金井市内には今事業を展開しているということでございますけれども。あと、そういう市境に住んでいる方なんかの対応とかですね。特にご質問とかはよろしいですか。じゃ、どうぞ、亘理委員さん。

(亘理委員) 私ごとでありますけれども、92歳の母が石川県から出てきておりまして、それで、すぐ近所にデイサービスがありましたので、審査していただきましたら、そのころは要支援1か2程度だったんですけども、そこに通いたい、楽しそうだということで、市とも相談したのは、やはり住民票を動かさなければいけないということで、すぐに住民票を動かしまして、今は小金井市の住民となって楽しく通わせていただいております。

(酒井委員長) ちなみに、例えば一時的に小金井に身を寄せているとかいうときに、例えばサービスを使いたいという場合の今取り扱いはどうなってお

りますか。例えば石川県のどこかの在住で、短期にこっちに来ているという
場合です。

(亙理委員) それもあちこちお伺いをしたんですが、やはりちゃんと市役所
でお話をしてほしいと言われますね。

(薄根主任) 原則は、先ほどご説明しましたとおり、やはり住民票のある方
が優先となっているところをございまして、そのときには、基本的な原則、
住民票を移してご利用していただくようになります。

(介護福祉課長) 補足させていただきます。今、机上に「あったかいね介護
保険」という冊子を置かせていただいているんですが、こちらの32ページ、
33ページにありますのが地域密着型サービスでございまして、こちらのサ
ービスは、先ほどご説明をしたとおり、原則、小金井市内にある事業所は小
金井市民の方が使っていただくという形になってございます。先ほどあった
とおり、認知症対応型の通所介護が地域密着型であって、あまり重くない認
知症状の方であるとかは、こちらではなく通常の在宅サービスの通所介護、
デイサービス等を使っていただくこともございます。住民票の関係は、基本、
小金井市の被保険者の方が使っていただくような形で私どもがお話をするん
ですが、先ほどお話があったとおり、一時的にどちらかからいらっしやっ
ているというようなときにも、相手の被保険者をご相談をしながら、どうい
った形がとれるかというのは、できるだけご相談をさせていただくようには考
えているところです。

以上です。

(酒井委員長) それでは、柔軟対応ですね。

(介護福祉課長) そうです。

(酒井委員長) 当然、事業所のほうの定員の空き状況とか、そういう問題に
もなるんでしょうけど。はい、どうぞ、山極委員。

(山極委員) 私どもの施設で、地域密着型デイサービスでやらさせていただ
いておりますので、今回、資料3でご説明いただいた内容にかかることで、
ちょっと希望といたしましょうか、要望といたしましょうか、今の指定の關係に
かかる意見なんですけれども、市境にある云々というところでのやりとり
については先ほどの説明どおりだと思うんですけど、もう一つは、今お話しあ
ったように、呼び寄せ介護で、住民票が自分の田舎にある方を、例えば小金

井で見るとかということがあると思います。現にそういうケースがありました。認知症があつて認知症デイサービスを利用したいという事例が過去にあったわけなんです、そのときに、やはり手続としてとらなきゃいけないのは、こちらに書いてあるとおり、小金井市的にもオーケーということなんです、その際、別の市区町村、住民票があるところの市町村の指定をまた受けなければいけないという、そういう手続が発生するわけですね。それは事務量的には非常に多い。一定必要な事務が発生するんですね。ただ、利用者さんは既に来ていらっしゃる、すぐにでも利用したいということになりますと、そこから指定を受けてというふうな手続は、非常に時間もかかって、なかなか利用に結びつかないというのが実情かなというふうに思います。

今、一般デイサービスでも認知症加算を取って認知症も対応できるデイをやっていたりとかということで、新しい介護保険制度の改正によって、そういう認知症の受け入れ先というのは非常に増えてきていますし、密着型も非常に増えてきている状況にあるので、こちらに書いてある、先ほどの資料3の3ページのところに、訪問介護のほうは、夜間対応型訪問介護は協定を結んでやっているということもありますので、例えば協定などで簡易に手続が済むのであれば、そういうやり方も、状況いかんにもよるかと思うんですが、通所に関しても、地域密着型に関しても、そういったやり方がとれないかなと。それは呼び寄せ介護をしている小金井市在住の家族の便宜を図るためにということで、できたらいいんじゃないかなというふうに感じるものが過去にありましたので、ちょっとお願いといたしますか、要望といたしますか、話したいなと思ひましてご意見させていただきます。

(酒井委員長) 確かに、この委員会でも、事業者指定で、小金井市外の事業者のところ、小金井市民が通っているということで議論した経過もありますけれども、県外とかそういうところにまでは今までのところ出ていませんけれども、あり得る話。ただ、そうなった場合には、当該の自治体のほうで、例えば本籍地みたいな発行の自治体のほうで、こういうような指定の準備が必要だという、手続がですね。それで、タイムラグの問題を含めていろいろと手間があるので、そこを快適にうまく協定とかでできる方法はないかというご指摘です。そういったことまで含めて、事務局としてもいろいろ検討して、どうなんですか、その辺は。

(介護福祉課長) これが、先ほど32ページ、33ページというお話をしましたが、地域密着型にもさまざまな形のサービスがあるんですね。例えば、33ページの真ん中からちょっと下にあります夜間対応型訪問介護というサービスがありますが、実は小金井市内にはこのサービス事業所は今現在ないんです。ただ、小金井市民の方でこのサービスを使いたいという方がいらっしゃって、近隣の何市かと協定を結ばせていただいて、例えば武蔵野市と、今ですと小平市、あともう一つぐらいの市にあるこのサービスを使わせていただけるように協定を結んでいます。

また、例えば認知症の上から2番目です。33ページの上から2番目のグループホーム、こちらは地域密着型サービスと言っても、ある意味そこに住まわれるようなサービスなんですね。そうすると、今でも小金井市内にある5つのグループホームはほぼ満床になっています。それが例えば何らかの事情であいたときに、そういう他市の方が入りたいよと言って、いいよと言ってしまったときに、そこからしばらくはその方が入っていらっしゃるので、小金井市民の方で入りたい方がいらっしゃっても入れないというような状況になります。ですので、先ほどお問い合わせがあったときには、市の状況も考えつつ同意ができるかどうかというところになりますので、なかなか、そういった形で、サービスの種類、または市民の方の利用状況等を勘案しながら、また、こちらの市内の事業所を使いたいとおっしゃる方のご事情と、私どものほうでは、そこを勘案しながら、どうするかを決めているというのが実態でございます。

ですので、きょうはないんですけれども、これから小金井市の方が他市の事業所を使いたいと言ったときにも、やはり指定の手続というものが出てきますので、そういったものを皆様のこの委員会で諮られていただくこともございますので、その際にはぜひよろしくお願いいたします。

(酒井委員長) なるべく小金井市民が使いやすいような仕組みに、事務局のほうでもいろいろ働きかけをお願いしたいと思っています。

ほかには。はい、どうぞ。平野委員。

(平野委員) 今、協定書とか指定手続のお話になりましたけれども、この利用の原則を見て、友達から照会があったんですけれども、ふるさとへ帰りたい。生まれは、例えば新潟なら新潟なんだけども、高校まで新潟にいた。

あと、大学と、それからサラリーマンをしていて、転勤族で六大都市を回ったり、いろんな地域を回った。でも、自分としては、一番長く住んだのは新潟だったと。それを住みなれた地域として自分は思っている。それから自分も、やっぱり新潟、ふるさとへ帰って、周りには友達が多い。親戚もある。そういったところで介護サービスを受けられないかという相談を受けたのが1点なんです。

それともう一つは、隣接の問題で、例えば小金井市に住んでいる。隣接はいろいろありますね。国分寺とか武蔵野市がありますけれども、費用的なものの変わりがないのかという質問を受けたんです。介護保険料から費用負担してもらおう。自己負担をする。その費用が、少し安い、高いがあるんじゃないだろうかと言われたんですけれども、その辺、聞かれても、私は答えることができなかつたんですけれども、いかがなものでしょうか。

(酒井委員長) 今、2点ご質問があつたんですけれども、1点目の問題は、基本は住民票を移されれば、自分の住まいをしっかりと例えば新潟に戻し、そこで生活されるとなれば、新潟でいわば全てのサービスを全うできるわけですよね。だから、問題になるのは、やっぱり一時呼び寄せ介護とか、そういった問題が1つあるのかなというふうに思いますけれども、今のご指摘の件だと多分、新潟に住まわれるわけだから、今までは小金井とかどっかにいたかもしれないけど、新潟に移って、それこそ転入した後は、そちらのほうで要支援、要介護状態になればサービスをお受けになるのであつて、そういうことで、この小金井とかとは手が離れちゃいますけれども、そういうことですよね。

(平野委員) その場合は、今お話になつた指定の手續というのは時間がかかるものなんですか。例えば1年かかるとか。いかがなものかなと。

(山極委員) 指定とは関係ない。

(平野委員) ないんですか。

(山極委員) 自分の生まれ故郷の施設サービスを受けるとすれば、住民票を移せばいいだけの話になるわけで。

(平野委員) 移せばいいだけで。あとは、ご家族利用者と先方の事業者との打ち合わせ……。

(山極委員) そうです。住民票を渡すところの市町村のサービスをそのまま

受ければいいことで。

(平野委員) はい、わかりました。

(酒井委員長) あと、サービス利用料の級地の問題だと思います。どうぞ。

(介護福祉課長) まずは、住民票を置いていらっしゃるところでというか、65歳になると皆さん介護保険料を払っていただいています。ですので、介護保険料は住民票の市で決まりますね。先ほどお話があったとおり、小金井市のいろいろなサービス、それ以外のサービス、それは地域密着型でも、それ以外でもそうだと思うんですけども、基本の介護報酬というものは、こういうサービスを受けたら何単位で幾らみたいなのを国が決めております。ただ、1つ保険者ごとによって違う可能性、市町村によって違う可能性があるのが、地域区分と言われているものによって若干上乘せの率が変わってくるものがあること。

あとは、同じサービスを提供していますよと言っても、各事業所で何か加算を取れるような特別なサービスを提供していると、その加算料も単位に上乘せされたりします。そういったところで、微妙に、それは市内、市外は関係ないんですけども、地域区分は市ごとに決まっているものです。例えば、加算については事業所ごとに決まっているものですので、同じサービスを使っているように見えても、料金には若干差が出てくるようなことがございます。

また、先ほど言った、国が決めるといった介護報酬、こちらもおおむね3年ごとに制度の改正をしているんですけども、そのときに大体あわせて国のほうで改正をすることがございます。つまりは、同じサービスをずっと使っているはずなのに、3年ごとに自己負担分がちょっと変わっちゃったりとか、あとは、事業所さんが何かスキルを上げて加算が取れたということで少し料金が上乘せになるというようなことはございます。というようなお答えでいかがでしょうか。

(酒井委員長) あと、級地のことをほんの少しだけ影響するわけでしょう。

(介護福祉課長) 級地っていうのは。

(平野委員) 地域区分の話がですよ。

(酒井委員長) 地域区分のね。

(介護福祉課長) ああそうですよね。

(酒井委員長) 例えば近隣に住んでいても、三鷹と小金井で違ったりとか。

(介護福祉課長) その地域区分も、大体3年に一遍の改正で、この間もちょっと変わったような状況がございます。小金井市は、その前の3年間は地域区分が、加算のパーセンテージは10%だったんですけども、見直しがかかった後は15%になってございます。近隣の市でも16%のところがあったり、10%のところがあったりしています。あとは、23区になると、今は幾つだったかな、18から20ぐらいにもうなっちゃっているんですね。実際には、今、20%、10%というお話をしましたけど、いきなり10%上げるというわけではなくて、サービスの介護報酬の単価の中で、人件費に相当する分とそうじゃない分を分けて、国が決めたパーセンテージで、そのパーセンテージのところの地域だったら幾ら上げるよみたいなものが決まっていて、そこで若干変わってくるとは言っています。

ただ、ちょっとこういう言い方がいいか悪いかはわからないんですけども、例えば小金井、三鷹、武蔵野という形で、もうほんとうに近いところで、物価もそんなに大きく変わらないような状況の中で、同じサービスを提供する事業所があった場合に、事業所さんとしても、10%のところで行くよりも15%のところで行ったほうが、お金が入ってくる部分がありますよね。実際には、消耗品でも食料でも買うのに、そんなに近隣のところで変わるかと言ったら、変わらないこともありますので、そういったところでは、よく言われるのは、そんなに近い地域性のところで大きく地域区分が変わると事業所さんが逃げてしまう可能性があるのではないかというところもございます。ただ、そうすると、利用者さんにとっては少し利用料がお高くなるという、保険者にとってはちょっと悩ましい話もございます。

(平野委員) 自分が今、訪問ヘルパーをやっているんですけども、やっぱりお伺いした先で、そろそろホームのことも考えなくちゃいけない。今のところ訪問ヘルパーで対応を私がしていますけれども、いずれ入所した場合に、例えば東町5丁目の人、4丁目的人是武蔵野市に近い。何か差はあるんですかってやっぱり聞かれるんです。費用の面は私はわかりませんが、そのとき私は、詳しいことはわからないけれども、実際ご家族の方なり本人が行ってみて、気持ちいい事業所、サービスのいいというか、ここは自分が気に入ったというところに入られればいかがでしょうかということで声かけは

するんですけれども、実際、やっぱり利用者さんのことから、ご家族の方が聞くと、小金井市と武蔵野市とか三鷹市が、ちょっと費用が違うんじゃないかというご質問を聞いたんです。そんな面で、なかなか立場上も、実はご説明するのも難しいなと思っているんです、今。

(酒井委員長) 費用負担、若干違うんですけれども、利用される市民にとって、それが大きな問題かどうかというところは出てきますよね。

(平野委員) そうなんですよね。

(酒井委員長) 例えば1万円に対して1万ちょっととか、そういう形で差がありますけれども。先ほどおっしゃったように、事業者にしてみればもっと大きな単位で考えていますから、事業者が例えば小金井で事業を展開するか、三鷹で展開するかというと、やっぱり地区の加算率が高いほうでやりたいとか、そういう傾向は出てくるのかなと思います。私は三鷹にいましたので、いつも三鷹と武蔵野って比べられるんですけど、こういう率は全部武蔵野が若干高いんですよ。同じエリアにいて何だっという感じがね。

例えば職員の加算の問題なんかも含めてそうなんですけれども、近ごろもありましたけど。現場から見ていると、また市民から見ていると、ちょっと理不尽なそういう格付が実はされているというのが、国のほうでやっていて、どういう算定基礎があるかというのもなかなかわからない実態なんですけど。例えば自治体の企業の状態とかも、大企業が多いとわりかし高くなるとか言われます。そういったこともありますけれども、そういう格付がされているというのが実情です。それが介護保険にも一部影響してきているということも実際あります。生活保護なんかもそうですね。明確に出ていますから。

では、よろしいでしょうか。ほかには、地域密着型関係では、何かご質問、ご意見は。よろしいですか。

それでは、具体的に、くすの木デイサービスの組織の更新ですね。平成22年に一度更新をしておりますけど、それから6年ということで、今回審議をしますので、よろしく願います。資料としては、資料1に書かれている中身と、事務局の説明であるわけなんですけれども、何かご意見、ご質問はあるでしょうか。はい、どうぞ。

(平野委員) 質問です。資料1の3ページに、第2章の(7)と(4)の運転者さんの問題なんですけれども、こういった施設においては、例えば2の(4)で、

運転手は、利用者の送迎用車の運転業務に従事するということになっていますけれども、兼務ということは認めているのでしょうか。例えば、運転をやりながら、送迎のあいた時間をケアに当たるとかいうことは認められているものだろうかということをお伺いしたいんですけれど。

(酒井委員長) では、ここのくすの木の送迎の実態とあわせて、今の質問、よろしくをお願いします。

(薄根主任) では、事務局よりご説明申し上げます。

いわゆる人員規定というものは国で、政令で定められておりまして、その中で具体的に必要なのは管理者、書いてあるとおりですね。それから、生活相談員、介護職員、機能訓練指導員で、国の基準によると、(7)の運転手というのは、運転手を専属で置かなければならないというルールというか、基準はないんですね。したがって、基本的にはどこの事業所でも専属しているところがほとんどというか、全部だと思っていただいてよろしいかと思います。

(山極委員) 兼務もあります。

(平野委員) 兼務もありということで理解してよろしいんですね。

(山極委員) ありますし、専任でも結構です。ドライバーだけの雇用でもオーケーですし、デイサービスの介護員を兼務して運転するのも可能ですね。

(平野委員) 実際は兼務のほうが多いのかなと自分は見ている。

(山極委員) それは事業所によってまちまちですね。

(平野委員) 事業所によって違いますか。

(山極委員) はい。

(平野委員) はい、わかりました。

(酒井委員長) くすの木デイサービスの実務上はどうなんですか。送迎に関しては、どういうふうにしていますか。

(山極委員) 専任が多いんですよ。

(内藤委員) 管理者が運転しています。

(山極委員) 管理者なんですか、やっているのは。

(内藤委員) 運転している人は。すいません、余計なことを言って。

(山極委員) 私の知る限りでは兼任が多いと思ってございます。

(平野委員) 多いですか。

(酒井委員長) それで、そのくすの木はどうなっているのか。今おっしゃっ

たのが、そのくすの木。

(内藤委員) そうです。

(山極委員) くすの木はデイサービスもあります。私がちょっとお話を伺った限りですと、施設の管理者さんが送り迎えをやられているというお話は聞きました。

(内藤委員) ですよ。

(平野委員) 定員が12名で、登録者がたしかネットで見たら十五、六名だったので、ここはそれだけの需要があるんですか。ほかに併設して何か事業をやっておられるんですか、くすの木は。

(内藤委員) ここはもうここだけです。デイサービス。あ、居宅がありましたよね。

(酒井委員長) 居宅介護支援をやっている、通所系は認知症のおっしゃったようなデイだけ。じゃ、十数名だけの登録人員さんでやっていたらということなんですね。

(内藤委員) あとケアマネさんが。

(酒井委員長) はい、どうぞ。

(山極委員) ちょっと細かいことも含めてなんですけど、幾つかありまして。それで、認定自体は自分はいいなと思っているんですけど、この運営規程のところだけ気になったところをお伝えしたいと思うんですが、第5条の「居宅介護支援員」というのは、専門職としては、こういう名称はないので、「介護支援専門員」の間違いではないかと思うのが1つ。

(酒井委員長) それ、場所はどこでしたっけ。

(山極委員) 第5条ですね。

(酒井委員長) 5条ね。失礼しました。

(山極委員) 第5条、3ページ目の下から2行目です。「居宅介護支援員」と書かれておりますが、これは「介護支援専門員」の間違いではないかと思われるので、そこは修正をかけたほうがいいんじゃないかということが1点。

それから、確認なんですけど、5ページ目の第14条のところの休業日のところなんですけど、これを見る限り、祝日は全営業されていらっしゃる場所なんですか。それが質問として1つあります。

それからあと、第17条です。5ページ目の第17条の消防計画の定期的に実

施というのは、消防計画を立て定期的に実施ですから、それでいいのかもしれないんですけども、内容とか頻度についても書かれてあったほうが、より運営規程としてはまとまりがあるというふうに思ったということが1つ。

ちょっと戻りますが、4ページ目の第7条の、「直ちに協力病院」というふうに書いてあるんですが、この協力病院って一体どこなのかというところの質問が一つ。

ちょっとごめんなさい、また戻っちゃうんですが、5ページ目の第15条の料金に係るところなんですけれども、恐らく契約書別紙に書いてあるとおりになんですけど、実費にかかるものというのがどういうふうに設定されているのか。第15条の1項に書いてある実費については、契約書別紙の料金表に全て書かれてあるのかどうかの確認が1つです。

それとあと、全体を通してなんですけれども、通所介護計画の作成とか説明同意、交付、評価についてのお約束事、それからあと指定介護支援事業者とかケアマネとの連携に係るお約束事、あとリスクマネジメントに係ることで、苦情の相談対応、それから事故発生時の対応についての記録関係のこと、あと損害賠償が起きた場合にどうしますかというところの決め事、このあたりもあったほうがいいんじゃないかなというふうに思いましたので、意見として提案させていただきたいと思います。

(酒井委員長) 今、多岐にわたってご指摘があったんですが、運営規程の中の決めざる部分というか、あと、明らかにこれは錯誤であろうということもあるんですけども、事務局のほうで、その辺の認識をお願いいたします。

(薄根主任) 5条の居宅介護支援員につきましては、再度、話し合いまして、事業所に訂正をするように指導いたします。

(山極委員) あと、17条、消防のところの内容、頻度については、これは消防計画のほうに載ってあるんですね。

(薄根主任) そうですね。ここは実地指導の際に、消防計画等、あるいは避難訓練の記録等、私のほうで記録の確認を行いまして、一応、数カ月に1回程度となっているという記録が見受けられました。この頻度を書いたほうがいいのかというご意見については、施設のほうに直接またお話をさせていただきたいと思います。

(山極委員) 第15条の料金表のところは、実費負担の部分なんかについては

全部載っているのでしょうか。

(薄根主任) それは重要事項説明書のほうに記載をしております、そこも……。

(山極委員) 契約書別紙じゃなくて重要事項説明書のほうに。

(酒井委員長) 重要事項説明書で入っていると。

(薄根主任) はい、入っています。

(山極委員) あと、祝日は全営業ですか。

(内藤委員) 祝日はなかったですね、営業って書いてあるんですけど。ああ、営業してます。

(山極委員) 営業しているんですね。

(内藤委員) はい。

(山極委員) 詳しい。

(内藤委員) 使っていますから。

(酒井委員長) 祝日は通常営業をされているということ。

(内藤委員) 月から金の祝日も。土日がお休みですよ、あと。

(介護福祉課長) そうですね。

すいません、事務局ですが、2ページのほうなんですけれども、この下のほうですね。主な掲示事項というところの一番上に営業日というのが書いてございます。単位ごとの営業日は月から金、祝日となっておって、ただし、12月30日から1月3日を除くということですので、祝日については営業日という形で対応していただいております。

(山極委員) あと、4ページ目の協力病院というのは、どちらか決まっているのでしょうか。4ページ目の第7条の第2項ですね。「直ちに協力病院と連携」というのは、協力病院はもうあるんですか。

(薄根主任) 協力病院はございます。ただ、ちょっとその病院名は把握してございません。申しわけございません。

(酒井委員長) 協力病院なんかも重要事項説明書か何かに、利用者には周知されているということですかね。

(山極委員) なかなか地域密着型で協力病院まで持っているって少ないですよ。

(酒井委員長) でも、協力病院の協力の意味合いといいますか、口約束レベ

ルから、例えば変な話、多少の金銭もお願いをしてきっちりやっているところまで、多分まちまちかなというふうに思いますけどね。

(山極委員) そうですね。だから、そこら辺がどうなのかなと思ったので。ここに書くぐらいの強力な連携というのがあるのかなと思ったので、どこの病院なのか。

(酒井委員長) その辺はどうでしょうか、チェックされているんですか。

(介護福祉課長) ちょっとそこまで詳細なところの確認ができていないところですよ。先ほどおっしゃったとおり、やはり認知症の方が長く通所する場所ですので、さまざまな症状等、体調不良自体に気づくこともなかなか難しい。また、その時点で救急車を呼んでいいのかどうかというようなところもあるかと思います。そういった意味で、症状をお伝えしながらお聞きするような協力をしていただける医療機関というのを持っていていただいているのではないかと考えるところですが、こちらにつきましては、後ほど確認をさせていただければと思います。

(酒井委員長) それでよろしいですかね、あとは。

(山極委員) ごめんなさい、あと1点だけ。すいません。

(酒井委員長) はい。

(山極委員) 第4章の利用者の守るべき規律というところがあるんですけども、これは地域密着型の認知症対応デイという特殊性からすると、その利用者は認知症でありますので、利用者の守るべき規律の例えば第8条の、「利用者は、管理者その他職員の指導または指示に従い、相互の和に努める」とか、それから、第9条もそうですし、第15条ももちろんそうなんですけど、そこら辺でちょっと、認知症を対象にした地域密着型のデイサービスの運営規程の中にこれを入れるというのは、ちょっと無理があるのかなという感じが正直するんですね。

利用の拒否なんかに関しては、例えば自傷他害の行為があつて、そういうことがあつたときはやむなく利用を拒否する場合がありますよとか、そういうようなことというのはあつてもいいのかもしれませんが、守るべき規律ということで、認知症の方にそういったことをそもそもが求められるかどうかというのがあつてと思うんですけども、これが運営規程の中に入っているというのは、正直、同業者としては随分厳しいなという感じがしたんですね。

(酒井委員長) やはり認知症の特に陽性症状の強い方の場合なんかは、こういう文言があると、少し利用を控えていただくとかいうことを含めて抑えられるかなという思いがあったのかもしれませんが。はい、どうぞ。

(宮地委員) それそも、サービスの提供者が、こういう指導とか指示とかというところは、私は、将来重荷を負うものになるかもしれませんが、家族として納得いかないというのは感じます。すごく強く感じます。それこそ利用者に寄り添ってというところが本来の事業者の立場であるべきだと思いますので、この記述については、ちょっと私としても、すいません、意見なんですけれども、感じましたので述べさせていただきました。

(酒井委員長) 例えばほかの事業所、自傷他害のおそれがある場合とか、そういうような表現で入っているところはあるんですか。

(山極委員) でも、利用を拒否する場合というのは、ほとんど触れなくて、あとは信義誠実のもとに、双方に、話し合いのもとに解決してくださいとか、そういう文言で大体最後締めくくっているんで、あまり拒否をしますということについて、これはこういうことに抵触したらだめですよとかということあまり書かないかなとか、むしろ逆に、要するに運営規程としては、こういうサービスを提供させていただきますとか、こういう形態でやらさせていただきますということが利用者サイドにわかるような表記になっていくのかなと思いますけど。

(酒井委員長) じゃあ、事務局のほうから、どうですか、見解は。

(介護福祉課長) 確かに記載の仕方というのは、すごく難しいところがあるかなと思いますし、委員の方のご意見ももっともだと思っております。

一方で、まずは介護保険の制度の上で、事業者は、事業者の都合でサービス提供を拒否することは原則いけないというふうに言われているんですね。ただ、近年、例えば通所の事業だったりすると、さまざまな方がいらっしゃっている中で、どうしても他の方に迷惑をかけるような行為がやめられないようなケースが出てきた場合にどうするかというところで、事業者さんは、場合によってはとても悩んでいらっしゃるようなケースもございます。実際に先ほど苦情の受付窓口の話がありましたけれども、利用者さんのほうは、当然利用は続けない、自分のやりたいようにやりたいという部分での苦情をお話しされて、事業者さんは、ほかの方に迷惑がかかって、これ以上、事業

所としてのルールが守れないんだったら、もうとても厳しいんですというようにお話があることもございます。

そういったところで、やはり認知症対応型というところでは、いろいろな症状が出る方がいらっしゃいます。また、事業所としては、その方も大切にシなくてははいけないけれども、ほかの利用者の方もサービスを受ける形になりますので、そういったところをどうやってうまく受け入れていくかというようにところで、最終的な、ここに書いてあるからというようにところで切らざるを得ないですというふうにおっしゃる事業所があるのも実態なのかなというふうには感じます。

ただ、そのところは、おっしゃるとおり、基本的なこちらは運営規程でするので、考え方等も含めて、記載の方法、表現の仕方、そういったところは、私どものほうでご意見をお伝えしながら、事業所側の方にも考えていただければと思うところです。

(酒井委員長) この第4章のところについては、何かほかの委員さんからも、こういう事業所ですね、あるべき姿の問題として、いかがかということ、どうでしょうか。ご意見あるでしょうか。

(山極委員) 今、課長がおっしゃったご意見を、自分もそういうケースに遭遇することが多分にありますので、おっしゃっている意味というのもよくわかるのでございます。ただ、やっぱり認知症の特性というのと、あと表現ですかね、そこいら辺のところをもうちょっとうまく折り合いのいいところで見つけられたらなおいいのかなという、そういう感じですね。難しいところですけど。

(酒井委員長) じゃ、ちょっとこの点については、事務局を通して事業者のほうにも、委員会の意見として、こういう意見があったということは伝えますね。確かに、ぱっと読むと、管理、指導、非常に上から目線で、いわば自分たちの手のひらの中でしっかりあなたたちは義務を務めなさいというちょっと感じのことで、なかなか見受けられない表現かなというふうには思うんですけど。よろしいですかね。

ほかにはどうでしょうか。では、まず新井委員。

(新井委員) すいません、新井です。先ほどこれを見る前に、複数のデイサービスのホームページを見たんですけど、空き情報が2014年から更新されて

ないんですね。それで空き情報がわからないんです。今何人ぐらいいるのかというのと、あと、この会議の前にちょっとここを見に行ってきたんだけど、普通の家でやっているような感じで、この食堂及び機能訓練室の合計面積38.5平米。38.5平米に定員12人がいて、普通の家でも小さめのところに12人いるというのが、介護施設として標準的な大きさなのかというのを、ちょっと知らないのので教えていただきたいと思います。

(酒井委員長) 狭いと言ったら狭いですけど、事務局、どうぞ。

(薄根主任) 運営基準上は、1名につき3平米が必要でございまして、そうすると、こちらは12掛ける3で36平米以上あれば大丈夫ということでございます。

(酒井委員長) 今、定員というのは、その12人で、全員うまっているようなイメージで。

(薄根主任) 先月の段階ではまだ決まっておらず、6名と。

(新井委員) 契約できるんですかね。

(介護福祉課長)、実は、認知症の通所介護、デイサービスですね。地域密着型なんですけど、通常に通所介護と比べると認知症のデイに通いたいとおっしゃっていただける利用者の方は少ないと聞いています。やはり自分で認知症だということを認めがたい方、ご家族もそういうことがあると聞いています。

また、やはり専門のケアをする必要がございますので、先ほどの介護報酬といったものでも、本来の通常に通所介護と言われているものとは若干利用料が高くなるというような傾向もございます。ただ、本来、介護保険は自立を支援するということの理念のもとに、それぞれの方に合ったサービスを提供するということにありますので、今後、高齢者の方が増えていけば、当然のことながら認知症の方々も増えていかれるということがありますので、利用者の方々にもサービスを理解していただきながら、一番その方にとっていいサービスを使っただけのようなケアプランが立てられて、かつ、それをご納得いただいて使っただけのような事業所を指定していければなというふうには考えるところです。

(酒井委員長) あと、空き情報は、ホームページ上は更新されてないということなんかは、事業所の問題ではありますけれども、どうでしょうか。

(薄根主任) 基本的に、最新のホームページにも全国の介護保険サービス情

報というものがございまして、そこに公表される情報はかなり更新されるのが遅いんですね。実態としては、直接事業者さんに聞いていただくしか、最新の情報についてはないのかなというところがございます。

(酒井委員長) 多分そのホームページとかから見ると、事業所として、一種の営業努力とか、そういった感じはちょっと薄いかなという多分印象を受けられたのかなと思います。ほかによろしいでしょうか。

それでは、幾つか議論しましたけれども、きょうはくすの木デイサービスの事業の更新につきまして、了解される方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

(酒井委員長) どうもありがとうございました。今の議論の中で、特に運営規程の表現等を含めて、こちらから見て意見のある点については、ぜひ事業者さんに伝えて、訂正すべき点は訂正をするということをお願いしたいと思っております。

それでは、次に移りたいと思います。次が、2つ目の議題で、「地域密着型サービス事業所の公募について」でございますので、よろしく願いをしたいと思います。

では、事務局のほうから説明をお願いいたします。

(薄根主任) それでは、事務局よりご説明申し上げます。

まず、最初に、オレンジ色の冊子を使用させていただきます。「第6期小金井市介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画」、ちょっと長い名前なんですけど、こちらを使います。オレンジ色の冊子の95ページをごらんいただければと思います。平成29年度につきましては、認知症対応型共同生活介護、それから下のほうには看護小規模多機能型居宅介護の各1件を、平成29年度の地域密着型サービス事業者として公募をかける予定でございます。

まず、この認知症対応型共同生活介護でございますが、本日は種別についての説明をさせていただきます。こちらはいわゆる「グループホーム」と呼ばれるサービスになりまして、認知症の状態にある要介護者の方に、共同生活を行う住居におきまして、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うサービスのことを指します。現在、グループホームにつきましては、小金井市内におきましては5つの事業所が運営を行っておりまして、今回の公募で6つ目の事業所を開設することとなります。

今度は表下段の複合型サービスと書いてあるんですけども、こちらをごらんください。これは平成27年度から看護小規模多機能型居宅介護事業所というふうに名前が変わりました。サービス内容といたしましては、基本的には通所介護を中心としながら、必要な場合には同じ事業所の職員が自宅を訪問しての訪問介護を行ったり、あるいは事業所に宿泊しての介護サービスを受けられたりするなどして、在宅、通所、宿泊サービスが一体となりまして、さらに訪問看護の機能がプラスされたサービスとなっております。こちらは医療措置に対応できる介護サービスという形態で、いわゆる医療と介護の連携に資するものとして期待ができます。

利用者からいたしますと、本来別々の事業所で提供される在宅、通所、宿泊のサービスをいつも同じ顔ぶれの事業所職員から受けることができるため安心できるというメリットがございます。また、事業所側からも、本来事業所や法人の枠をまたいで行わなければならなかった事業者間の連携や調整を一体的にスムーズに行うことができるというメリットがございます。当市では、今回が初めての看護小規模多機能型居宅介護事業所の募集となります。

公募を実施する際には、介護保険法施行規則の規定によりまして、選考基準を設けて、広報誌やインターネットを通じた十分な周知を行うように規定されております。当市におきましても、公募を実施する前提といたしまして選考基準の内容を検討する必要があるためにお諮りする次第でございます。

お手元の資料2をごらんください。資料の1ページから2ページの小金井市地域密着型サービス事業所の公募に係る基準（案）をごらんください。

お示しいたしました公募基準（案）のポイントは3点ございまして、(1)設置法人の健全性、(2)事業計画の実現可能性、3番、2ページの下です。(3)その他福祉政策参加への状況です。3点ございます。

まず、1ページの1から順にご説明いたします。運営法人の健全性についてですが、主に事業所の運営主体となる法人が事業実績、法令遵守、財務基盤などの面において十分に健全であるか否かを条件といたします。

(1)の事業実績につきまして、介護保険業界での事業の実施状況やこうした事業にかかわっていた人員を雇用してそのノウハウを吸収しているか否かといった部分を評価いたします。

(2) 監査状況については、過去一定の期間内における行政指導の有無とその対応について要件を付すことといたします。グループホーム、看護小規模多機能型居宅介護事業所ともに宿泊での介護を提供するサービスであるため、災害が発生すると、大きな災害につながりやすいので、人員配置や設備基準について指摘を受けていないことが重要になります。

(3) 経営状況につきましては、ある程度の規模の建物を建築していただくわけでございますので、一定の設備投資が必要になる事業種別でありますので、一定の財政的基盤を有する必要があると考えまして要件に加えしました。

その次の2、事業計画ですが、ここではまず(1)の基本的考え方について、長期間、安定した運営が継続できる計画であるか。指定を申請したサービスの特性を適切に理解し、そのことが運営方針や基本理念に反映されているかの2点について評価いたします。中長期的な視点に立ったサービスを提供していただく事業種別になりますので、相応のお考えを持った事業者さんに運営をお願いしたいという考えでございます。

次に、人員面では、(2)管理者の経験及び適正といたしまして、「資格」「知識、経験」「地域との連携、調整能力」の3点を評価するほか、(3)で管理者以外の職員についても「員数」や「資格、資質、経験等」を評価いたします。

(4)はハード面についてです。機器の確保や状況、そして、まず機器の所有、賃借、リースの状況、確保した機器の性能をチェックいたします。

(5)事業所の確保及び状況については、認知症対応型共同生活介護事業は、事業所自体をいわば利用者の方の自宅として共同生活を営んでいただく場でございますので、当然のことながら、その生活拠点としての安定性が確保されなければなりません。したがって、事業所の土地及び建物については事業者の自己所有の資産を活用いただくか、あるいは賃借・リースによる場合であっても、オーナーの交代や相続の開始によって影響を受けないような措置をお願いするものでございます。

(6)医療との連携については、医療機関との提携関係を評価するほか、地域の医療機関との提携関係については特に評価するための項目を設けております。

それに加え、単なる事業者としてだけではなくて、地域の一員として福祉のまちづくりにも積極的にご参加を賜りたいということで、(7)地域との連携

について、地域の住民やコミュニティとの親和、地域の諸機関との協力についてもあわせて評価を加えたいと考えてございます。

さきの東日本大震災による被害は介護現場にも非常に大きな影響を与えておりまして、こうした緊急時には、まず社会的弱者の日常生活に多大な影響が生じるわけですが、災害時に高齢者のケアをいかに継続的に提供していくか、といった課題も再認識をされているところでございます。そこで、今回の公募におきましては、(8)の緊急時の体制といたしまして、緊急時及び非常災害時の対応が具体的に定められているかといった点に加え、市の防災に関する取り組みに対し積極的に関与する意思があるかといった点についても選考に際して検討させていただきたいと考えております。

このほかにも、3のその他については、事業実績を有効に活用し、将来的な改善につなげられる試みがなされているか、一事業への取り組みだけではなく、他事業における公募など、市の介護保険運営に貢献できる機会を捉えて積極的に貢献していく意思があるかといった特記事項についても評価を加えます。

続きまして、資料2の3ページをお開きください。こちらは事業者公募要項(案)になります。

もう1枚めくっていただいて、4ページの2の今回公募を行う地域密着型サービス種類及び整備年度のところをごらんください。こちらの※のところの記載で、認知症対応型グループホームと看護小規模多機能型居宅介護事業所の併設でも可としてございます。

また、今回整備する地域につきましては、現在既に整備されている同一または類似するサービス事業所の開設場所や、定員などを勘案し、いずれのサービスも市の南西区域または北東区域を優先することとしております。

以上、駆け足でございましたが、公募基準案の各ポイントについてご説明させていただきました。

なお、公募基準(案)、事業者公募要項(案)ともに、本会議でご了承いただきましたら確定とさせていただき、今週金曜日の1月15日から1カ月間、事業者の公募を行いたいと思います。

以上でございます。

(酒井委員長) ありがとうございます。

では、待ったなしということなんですけれども、大きくは事業所の公募にかかわる基準（案）ということと、今回、具体的に公募する募集要項の（案）ということなんです。まず前者のほうにつきまして、地域密着型事業者の公募に関する基準ということで、ここには基本的には一般的な要件が書かれているかと思っておりますけれども、この中身につきましてはいかがでしょうか。こういう項目もあったほうがいいんじゃないかとか、こういう項目はどうなんだとか、そういうことがあればと思いますけれども。ちゃんとした法人で、できれば実績のある法人が、きちっとした計画に基づいて、十分な人員とかを持ちながら事業を安定的に運営していただくという事業者が来てくれて事業を展開するということが望ましいということですので、それらのことを、ここにはもう項目としては書かれていると思いますけれども、いかがでしょうか。

（平野委員）1つちょっとわからないことがあったんですけれども、1ページの一番下、確保した事業所の所在地云々で、適切な位置に所在しているか。適切な位置というのは、これは主にどういうことを勘案して言っているのか、そこがわからないんですね。

（介護福祉課長）先ほど、地域で優先するというお話で、資料2の4ページの2番の※のところ、例えばグループホームは市内に5カ所ございますが、小金井の場合は、市内を中央線と、あと縦の線で4つの圏域に分けて基本的には考えてございます。その中で、今回は北東地区と南西地域、この2つを優先するというふうにさせていただいておりますけれども、それは、現在ある5つのグループホームが、それぞれの地域に1つずつはあるんですね。1カ所だけ2カ所ございますが、それぞれ定員というのが異なっております、南東区域と北東区域にあるグループホームは、定員が9名のところと6名のところなんです。それ以外のところは、15名の定員が1カ所の地域と、あとは18名と17名の定員のところが2カ所というような状況がございますので、そういった現状の定員と、あとはサービスの種別にあわせて、できれば今回はこの2つの地域に事業所を開始したいという計画を立ててきたところがより優先される方向で考えたいというふうに思っているというところで、1ページで言った適切な位置というところでございます。

（平野委員）わかりました。

(酒井委員長) 地域密着型なので、日常生活圏域と地域密着型の事業所の配置バランスですけど、ここを十分に考慮しながらやるよということなので、やみくもにある1カ所に固まっちゃうような場合にはだめだよというふうにさせたんですね。

(平野委員) はい、わかりました。ありがとうございます。

(酒井委員長) それでは、公募要項につきまして、具体的にはグループホーム、認知症対応型の共同生活介護という、一言で言えば認知症の高齢者のためのグループホームということと、あと、看護小規模多機能型居宅介護に対して何のことだという話になっちゃいますけれども、以前から小規模多機能型の居宅介護というのが今市内に2カ所ありまして、訪問と泊まりと通所です。その3点を一緒にした形の事業所が今2カ所展開されている。今回、看護小規模多機能型というのは、そこにさらに医療系のサービスとしての訪問看護も加えた多角的なサービスシステムを持った事業所が事業を展開しますよという感じで、この看護小規模多機能型介護という、これは新しい概念ですよ。去年からか。

(介護福祉課長) もともと、先ほどの平成27年度から名称が変わったというお話がありましたが、まずは1つ、先ほどおっしゃっていた小規模多機能型という在宅の訪問介護と通所介護、デイサービスと、お泊まりのこの3つのサービスが1つの事業所で受けられるというのが小規模多機能型の事業所というサービスが、平成24年度だったと思うんですけど、その改正で定義づけられたと思います。

複合型と言っていたサービスもあって、それが小規模多機能に訪問看護を複合するというので、複合型と言われてきたんですが、中身がわかりづらいということで、今年度から名称を変えたような経過がございます。

ですので、実は今回が市内で初めての看護小規模多機能型事業所を開設したくて公募をするんですが、前回も可能であれば複合型サービスを誘致したいということで公募をかけたところです。ただ、その際にもお話があったんですが、最初から訪問看護を含めた形でやるのはなかなかハードルが高いという事業所さんの報告がありまして、今は小規模多機能型をやっていただいているというような状況です。

(酒井委員長) その意味では、いわば重篤な方が在宅で生活ができると。医

療系サービスを受けながらですね。その意味では、いつまでも住みなれたこのまちで生活を全うしようよという理念にかなったサービスの単位であるということと言えるかなと思います。実際、この事業をやるとなると大変でしょうけれども、そういう意味では非常に有意義な事業なのかもしれません。どうぞ。

(山極委員) いただいた資料、前回までにいただいておりますが、ちょっと質問なんですけれども、5ページの応募手続のところなんです、公募申込書というふうに書いているところで、6ページ目にある提出書類一覧というものがまず1つ出さなきゃいけないものということと、それから及びで言うところの提案書。ですから、7ページ目の①ないし9ページ目の①ということ、7ページ目の②以降⑩とか、9ページの②以降⑩というのは、これは当然従事職員もこれから確保したり何なりということ、すぐさまできることではないので、これは追ってということなんですか。最初の時点で提出する書類として、何をどこまで必要としているかということところがちょっと気になったんですが、基本設計計画とかそういったことになる、相当時間的に、1カ月じゃまず無理な話じゃないかなと思ったので、その確認です。

(酒井委員長) 事務局、お願いします。

(薄根主任) 今回につきましては、職員の計画とかは、あくまで現段階の案という形でご提出をいただきますので、後でそれが工事の実際の図面計画の正式なものが出てくるのは、多少おくれてもいいですか、多分細かい変更が東京都との協議の間で入ってくる可能性がございますので、これで確定というわけではございませんので。

(山極委員) ざっとしたものをまず1回提出してもらって、そして差しかえていくような形でも。

(薄根主任) そうですね。東京都の協議の中では、この運営基準と照らし合わせてという形で。

(山極委員) 技術的にはそういうふうな可能性があるという認識でよろしいですね。

(薄根主任) はい。

(酒井委員長) はい、どうぞ。

(介護福祉課長) おっしゃるとおり、なかなか急に、ぽんと公募が出た、は

いってというのは難しいというところは理解するところです。ただ、各法人それぞれに事業展開として考えている部分というのは、一定介護の事業所は、それぞれのサービス種別によって基準というものを持っています。そちらに従って事業を行っていくということであれば、今後の展開として、グループホームをどこかにつくろうというような計画を準備している中でのものがあるかと思しますので、そういった形のところで、この期間でお出しただいた中で、まず一定の判断をさせていただきます。それは当然最初に出てきたもので足りないものがあれば、どんどん追加をしていただくというところもございますし、また、もしこの期間でどうしても手が挙がらない、過去に公募したときにあったんですけども、そういう場合には、またその後の期間を延長する等々も含めて、こちらでは検討しなくてはいけないことだと思っております。

(酒井委員長) これ、公募の周知は広報とかを使うのか。

(介護福祉課長) はい。

(酒井委員長) 広報に掲載する。

(内藤委員) すいません、いいですか。

(酒井委員長) はい、どうぞ。

(内藤委員) 私、市内でケアマネジャーをやっているんですけども、今、小規模多機能型のほうの集客って、余り利用がないってよくセールスが来るんですけども、営業に。看護小規模多機能型ってやって、利用する利用者さんっているんですかね。

(酒井委員長) まあ、それはいるよというか、逆の意味で小規模多機能型で足りないところはここが装備できるので、逆に言うと需要はあるのかもしれない。

(内藤委員) ケアマネジャーも全部一括してかわらなきゃいけないので、利用者さん自身が、あんまりケアマネジャーをかえるというのが嫌だって言う方も、勧めているんですけど、いらっしゃるんです。

(酒井委員長) 確かに、ほかのサービスが使えなくなるという問題があるので、一括ここの事業所にお任せしますよという形だから、従来からなれ親しんでいるサービス事業を切ってやってくるとなると、そこまでの踏ん切りができるかどうかとか、そういう問題があるので、なかなか経営面では難しい

面というのは……。例えば小規模多機能自体が、そういう問題が指摘されているところですから、それでなかなか人が集まらないということがありますけれども。

あと、これ、変な話なんだけど、具体的に手を挙げてくる事業者さんというのが勝算ありというか、その辺わからないんですか。かなり、これ、中身が大変な事業なんだけど。

(薄根主任) 幾つか、今回の公募に関して、そういった募集する予定はあるかとか、そういったお問い合わせは結構来ています。

(介護福祉課長) 先ほどの内藤委員のご意見なんですけれども、そのとおりで、私ども、1つの課題として思っております。1つは、3年ごとに計画を策定するとき、私ども、利用者とわかる高齢者の方々に一定アンケート等を実施しているところなんですけど、その中で、将来的に介護が必要になった場合、どんなサービスを使いたいかみたいな問いの中では、この小規模多機能って結構使ってみたいなというご要望はあるんです。

ただ一方で、おっしゃるとおり、今、市内に2カ所ある事業所の集客というか、利用率というのは、なかなか上がらないで悩んでいるということで、現状、やはり事業所のほうもさまざまな努力を重ねてきたけれども、増えないということで、そこについては、これからケアマネジャーさんの方々にも、どのような形になったら使えるとお考えなのか、もしくはなぜ使いづらいとお考えなのか、先ほどおっしゃった意見等もあると思いますし、それ以外にもあると思います。料金体系等も含めて、ちょっと異なる部分がありますので。

ただ、実際にはそのサービスを使ったほうが利用者にとっていいという方もいらっしゃると思うんです。なので、そこをどうしたら使っていただけるのかということも含めて、そういった意味で、訪問看護というものがサービスの中に1つ含まれることによって、また使えるような方々も見込まれるのではないかと考えていますし、将来的に使いたいと言ったときにないとなかなか難しいという中で、事業者を誘致しながら、また、こういった形で利用しやすいものになっていくかということもあわせて考えていきたいとは思っているところです。

(酒井委員長) はい、山極委員。

(山極委員) この公募の期間の短さと、それから実際の要件とする内容とのギャップというか、要するに地域に密着した形で事業が展開でき、医療とも看護とも連携しながらというふうな要件になってくると、やっぱり地元の法人さんなんか候補に挙がってくるんだろなあなんて思ったりもするんですけど、やはり体力的なこととかいろいろ考えますと、短期でこれだけの書類を早速そろえてやりますというのは、先ほど課長のお話があったとおり、確かに事業者ごとに計画を持って臨んでいるとは思いますが、なかなかそう簡単にはいかない部分というのものもあるかなと思うので、そういう点では、公募のタイミングとか期間の持ち方とかというのが、例えば大手のところには有利に働き過ぎちゃうというのも、地元の連携を大事にした、いわゆる本当に地域に密着した事業所を育てながらというところとちょっと反しちゃう可能性もなくはなく、その点ちょっと、公募の仕方というのは一定工夫というか、期間の持ち方や公示の仕方とか、宣伝の仕方とか、そこは少し工夫も必要なんじゃないかなというふうには思います。

(酒井委員長) その辺は、事務局から見ると柔軟に対応するということですか。

(介護福祉課長) 一応、やはりどこの市町村でも、先ほどあった事業計画というものの中に施設整備の計画というものを持っているわけですね。その中で、例えば今回であれば、29年度中にこの2つのサービスが新たに開設をされることを私どもは計画表でお示しをしているところです。先ほどよく問い合わせがあったというような話は、事業計画を出すと、大体そういうタイミングで、いろんな市の計画を確認して、例えばあそこの市はいついつ、3年間のうちどこでその種別のサービスをつくるというふうな計画を挙げているねというところでの問い合わせをかけてくるわけです。そうすると、逆算して大体このころに公募する予定だと思いますけれども、具体的には決まっていますよみたいなお話にはなるんですけども、そういった形で、じゃあ、3年の間でこの市はこういうものを考えているんだ。そうしたら、それに向けて準備をしようというところで、事業所さんは準備を進めて、かつタイミングを図って、その市報で募集すると思いますよ、ホームページで募集すると思いますよ、もしくは各市で募集をしたものを、国だったか都だったかのホームページに載せ、リンクができるような形もありますので、そ

ういったところを見ながらタイミングを図っているような状況なんで、つまりはそれぐらいやる気があるというところで、事業の準備も進めていただいているところが応募をされてくるというふうにと考えるとところもございます。

かつ、そういった意気込みがあるような事業所でないと、なかなか運営を続けていくというのは難しいというところもあるかと思しますので、そういった形が出てきた計画によってまずは諮らせていただくということを考えているところです。

ただ、そうは言っても、おっしゃるとおり介護保険の報酬がここまで下がった状況で、このサービス種別だけでやっていけるかどうかとか、あとは既存のほかのサービスをやっている事業所がこれを追加してできるんじゃないかみたいなことも多分検討されると思います。そういった中で、ご提案のあった、応募してくださった事業者さんで、どこが小金井市として選べるかというようなところでの判断をこちらの委員会でも諮らせていただくようになるかと思っております。

(酒井委員長) そうすると、事務局からしてみれば、手を挙げてくれる事業者さんが多いほうがいいわけですね。

(介護福祉課長) ほんとうはそうです。

(酒井委員長) それで、逆に挙げやすい環境をつくるためには、あまり出口を、いつまでとか、ここまでの書類をそろえなさいとか、そういうことについては、逆の意味では緩めのほうがいいわけだよね。まず手を挙げてくれれば相談に応じますよとか。これは場所とかの問題も出てくるし、箱物が大前提になっていますから、そう簡単な事業じゃないので、その辺では、例えばできるだけ多くの事業者さんに周知をして、手を挙げやすいといいますか、ちょっと検討していこうかなと、前向きに。そういう環境を事務局としてつくるためのこれが道筋でありますよということであればまたあれなんだけど、これだけ見ると、はい、どうだっていう感じで、1カ所でも手が挙げればオーケーみたいな感じなんだけど、その辺は気になるんですよ。今、具体的に、これ、そういう算段があるということで。手が挙がりそうな様子が。

(介護福祉課長) 計画を立てたとき等に幾つか具体的なお話もありましたし、内々では、その計画を立てるに当たって、その前の段階で市はどういう施設を次の計画には立てたいのみたいな、そういうような形での問い合わせがあ

ったこともございます。もしくは、事業所さんとして、小金井でこういうことをやりたいんだよねというような話があった中で、こういう看護小規模多機能型みたいなことを考えているよというようなお話もありました。先ほどお話ししたとおり、5期のときから、実は、できれば小規模多機能を計画にのせたいけれども、複合型の提案でも、提案があればそちらのほうを優先させるという方向では来ていたので、そういったところでは継続しての考え方では来ていますね。そういったところでお考えいただければと思っています。

(酒井委員長) ほかにはいかがでしょうか。では、2月15日で一応締め切りで、それまでに応募があるかないかは、今のところは予断を許さないということでもいいんですか。

(介護福祉課長) そうです。

(酒井委員長) ほかにはどうでしょうか。よろしいですか。

それでは、きょうの議題の2つ目でございますけれども、この公募につきましては、基準(案)の設定と公募の要項につきまして、皆さんにお諮りをしたいと思います。一応、ご了承願いますでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

(酒井委員長) では、よろしく願いいたします。

じゃあ、私どもとしては、3月に開かれる委員会するときには朗報があればなおいいということですよ。ただ、こういう形でどんどん周知しながら、いい事業者さんが参入してくれると、特に先ほど山極委員がおっしゃったように、地元の法人さんが積極的に参加できるという形は、特に地域密着型ではなお望ましいことでもありますので、そういったことも期待しながら対応をしていきたいと思っております。

それでは、次は、「議題3、その他」ということで、何かあるんでしょうか。よろしく願いします。

(介護福祉課長) 本日机上に配付をさせていただいた資料4なんですけど、そちらのご説明を簡単にさせていただければと思っています。こちらは介護保険運営協議会の高橋委員のほうから資料のご提出がございました。内容的には、ごらんになっていただければわかるとおり、新聞記事2点の抜粋となっております。こちらは内容的に、本介護保険運営協議会の委員の皆様に参加にさせていただける内容ではないかということでの委員からのご提出で

ございましたので、昨年12月に開催されました地域包括支援センターの運営に関する専門委員会でも本資料のほうはお配りしている状況でございます。

1つは、在宅での看取り関係のところに関する資料になってございます。がん在宅療養ガイドブックのご案内があるので、委員のほうで、2ページの下のところにあるガイドブックのほうは取り寄せてみたりして、結構参考になったというお話をされておりました。

また、もう1点の資料のほうは、おひとり暮らしの方で、在宅で最後まで貫き通す場合のさまざまなサービスの使い方とか、そういう在宅での看取りを行っているクリニックの先生からの在宅で最期を迎えるということに当たってのポイントというか、ご意見のようなものの記事になってございます。ですので、こちらはご参考までにしていただければと思います。

(酒井委員長) ありがとうございます。これは委員の高橋さんがかかわっておられて、たしか冊子かなんかもつくってましたよね。ご自分のご家族の介護の関係なんかでね。

(介護福祉課長) 高橋さんもご家族の親御さんを在宅で看取りをされたということで、たしか都内ではなくて、神奈川県で看取りをされていて、神奈川県で在宅の最期まで診てくださるといふようなことをされていた医療機関の先生であるとか、あとは介護保険のサービス提供者などとの出会いを通してそういうことができたというふうにおっしゃっていて、たしか介護保険の在宅の関係の講演会でご自身の体験を発表なさったりしていらっしゃる方です。

(酒井委員長) ありがとうございます。では、この資料4は一応参考にといいうことでお願いをしたいと思います。

以上で予定されていた議題は終了でございますが、各委員さんのほうから、何かご質問、ご意見等があればと思います。なお、報告事項等があればと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(平野委員) よろしいですか。

(酒井委員長) では、どうぞ。

(平野委員) 今、課長からご説明があったこのガイドブックなんですけれども、興味があるんですけども、どこかで貸していただくことはできるんですか。借りることとか、お手元にあったら。ホームページで読むよりも

借りたほうがいいかなと思って。お手元にはないんですか、役所には。

(介護福祉課長) そうですね。うちのほうも、するとすれば、ダウンロードするしかないということで、今のところは。

(平野委員) するしかないんですか。わかりました。

(介護福祉課長) そのような状況でございます。

(平野委員) はい、ありがとうございます。

(酒井委員長) はい、どうぞ。

(宮地委員) 新人なんです、私は。それで、いろいろと勉強させていただきたいなと思っているんですけども、先ほど新井委員さんが午前中に事業所に行ってきましたというお話をされていて、すごい行動力があるなと思ったんですけど、なかなか、やっぱりたくさんある事業所さんのことって、いろいろ基準はクリアされているところはあるんでしょうけど、実際にサービスの質ってどうなんだろうと思ったときに、なかなか個人で事業所さんにトントンというのは難しいかなと思うので、できればそういった機会を共有していただくとありがたいなと思ったので、それをできないでしょうか。

(酒井委員長) そうですね。特にサービス利用をするときに、どういう事業所を選ぶかということで、1つの目安としては、東京福祉ナビで、第三者評価の結果が出てたりということはありません。それで、ちょっと今回は私も見てこなかったのですが、どなたかにも言ったんですけども、なるべくこれをするときには見てくるようにね。ただ、それだけでもわかる話ではない。生の声とか、どんな温度かなかなか伝わりにくいので。ただ、その辺をしてこなければ、こちらもなかなか審査まではし切れないんですけども、いろんな情報をですね。中には、今ネットなんか見ると、口コミ情報みたいな形で、それもどこまで参考にするかという問題はありますけれども、そういったことも参考にしたりとかもあろうかと思えます。

特に、多分事業さん、ここにもきょう事業の代表者の方もいらっしゃるけど、いろいろと知っていても、やっぱり事業者同士だから、こういう公の場ではちょっと言いにくいなとかいうこともそれは当然あろうかというふうに思いますので、私どもとしましても、その辺は、逆に言うと、事務局が実地で調査をしてくるわけですから、私どもが事務局のほうにきちんと質問をしたりとか、事前に要望を伝えていくとか、この辺はぜひチェックしてくれと

か、そういうことで当座はクリアできるんじゃないか。あとは、そういう客観的な評価の結果がどうなったかということなんかについても情報を共有するという形ですね。

また、市内在住の方々にしてみれば、うわさ話とか、いい話、悪い話もあるかと思いますが、そういうことも、事業者さんをおとしめるようなことを抜きにして、客観的には意見として、こういった意見がありますよということはお出されてもいいかなというふうには思います。

そういうことで、今後もやっていきたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、最後に事務局のほうからよろしくお願いします。

(介護福祉課長) 次回の本委員会の開催についてです。一応、3月の下旬に、もう一度今年度中に開催をさせていただければと思っております。本日、日程をお伝えできればよかったんですが、議会の日程等ございまして、こちらで日時を確定次第、皆様にはお伝えさせていただきたいと思っております。地域密着型の関係で、この4月から1つ改正される内容がございまして、こちらについてご説明等ができればと思っております。

また、もう1点は、先ほどの公募の結果についてのご審議をいただければと思っております。ただ、そちらは、先ほどあったとおり、応募があるかどうかで若干変わるかなというふうには思っております。

また、事前に通知を送らせていただいた際に、委員会ではなくて有志の方のお勉強会のお話をさせていただいていたかと思っております。こちらについてもまたご案内をさせていただくようになります。日時を決めましたら、また再度、全員の委員の方にご参加のご要望をお聞きしたいと考えておりますので、よろしければご参加ください。

以上です。

(酒井委員長) ありがとうございます。では、その3月の末というのは、地域密着の委員会の予定ということですね。

(介護福祉課長) はい。

(酒井委員長) では、具体的な中身でたくさん皆さんの事業者さんがあることを期待しながら、きょうは終わっていきたいと思っております。長い時間、ありがとうございました。

閉 会 午後 3 時50分